

【ポスター発表】

人権課題に対する日本のソーシャルワークの「認識枠組」

○ 追手門学院大学 古川 隆司 (会員番号 02430)

キーワード： 人権課題、認識枠組、ソーシャルワーク、隣保館、文献レビュー

1. 研究目的

日本では近年、障害者差別解消法（2013年制定、2016年施行）、部落差別解消法（2016年制定・施行）など、差別解消を目的とする立法が相次いで制定、施行されている。国際的な定義を根拠に据えて社会正義や人権等を基盤的価値と標榜するソーシャルワークは、一方で専門教育課程や研究において、人権課題に対する特定の認識枠組(Goffman,1976)の影響があるのではないか。本報告はレビュー等をもとに検討・考察するものである。

2. 研究の視点および方法

まず、差別のレベルや規模は、個別的なものから、集団的・社会的な規模の広があると考えられる。筆者による多くの差別体験・支援の聞き取りに基づくと、個別レベルでは表出されず潜在的な態度にとどまると考えられる。だが人権課題となる場合、不特定多数の集団的・社会的な関係から構成されている。

ベッカーの『アウトサイダーズ』を念頭におくと、実践例として被差別カテゴリーに属する人びとや状況を設定することで明確なイメージを提示できる反面、ステレオタイプとしても機能する。アウトサイダーズとみなされる側からのこの指摘は、ソーシャルワークの対象観に内在する権威主義を示唆する。逆にソーシャルワークの側に立つとき、差別的状況とその支援が多様である等の理由で、差別自体の提示や表現の難しさ・権利擁護の具体的方策を示し難いといった状況も考えられる。では、これらステレオタイプ化によりある種の認識枠組が形成されることが、人権課題としての認識に影響を及ぼすのだろうか。

本報告の方法は、ソーシャルワークに関連する文献レビューから抽出した事例について、人権相談を実施する隣保事業で用いられる個別支援と地域へのアプローチの組み合わせと対比させる。その相違点を吟味し、認識枠組の実相を検討する。

3. 倫理的配慮

本報告は、日本社会福祉学会・関連学会・報告者の所属先における研究倫理指針に基づき実施した。用いるデータは文献(養成課程テキストを含む)・論文など二次資料にとどめ、論理的関連を説明する上で必要な記述にとどめる。実施にあたり、報告者の所属機関の研究倫理審査を受けた(予稿集提出時点は審査中)。なお本報告に関連して開示すべき COI 関係にある企業等はない。

4. 研究結果

(1) 文献レビューの一部を示す。福祉士養成課程のテキストとして編纂された『相談援助演習』中央法規（初版・第2版）では事例が網羅的に掲載されているが、支援を要する状況として直接的な被差別経験はない。現行カリキュラムに基づく同科目テキストも同様である。また、たとえば『刑事司法と福祉』及び旧カリキュラム『更生保護制度』でも、刑事処分を受けたことに伴う被差別経験と社会復帰上のスティグマへの言及はなく、関係機関の連携による支援が記述の中心となっている。

(2) 伝統的な社会福祉制度に関連するテキストの場合はどうか。国際的な認識では児童に対するいじめや外国籍住民に対するヘイト的言動は差別にあたる(Gerstenfeld 2017, et.al.)。そのため権利擁護の支援や関連組織での研修及び地域社会への啓発が取り組まれる。地域福祉や児童家庭福祉に関連するテキストでは、現行法制度に基づく支援が事例的に記述される。

(3) 人権相談を実施する隣保館は、第2種社会福祉事業である隣保事業として地域住民の生活改善及び生活相談も実施している。またアウトリーチや地域住民への広報啓発も基本事業となっている（詳細は隣保館設置運営要綱を参照）。全国に所在する隣保館の多くが部落差別の解消と被差別経験のある住民の生活改善のために設置されてきた。隣保館事業で用いられる方法は、「個別の支援」と「地域社会・一般市民への広報啓発」からなる、コミュニティソーシャルワークが実践されている。これと対比させ、前項の内容との相違点を確認し考察を試みる。

5. 考察

(1) 検討対象とした事例は、執筆された意図に照らせば、社会福祉制度とソーシャルワークによる支援方法を学習する教材である。そのため事例は、制度対象と専門職の実践として典型性が期待され、あわせて、専門職による方法技術の運用例が盛り込まれる。

(2) あらためて「認識枠組」を確認する。「定義してから物事を見ている」とはマーソンの表現である。限られた情報から如何なるものかを把握できるようにステレオタイプが形成されている。だが特徴として認識されていない情報は記述されない。ゴッフマンが認識枠組というのは、これらとは異なり、情報の受け手側がそれを典型的なものとして認識できるようデフォルメしたものである。

(3) 以上から、第一に特徴として被差別経験と人権課題への認識がない場合は、それが臨床ないし現場感覚では不可欠だとしても記述されなくなる可能性がある。第二に、情報の受け手に理解させるために過度にデフォルメされた表現形式が用いられている可能性がある。